

新・せとうち風景30選 募集要領

1 目的

日本最初の国立公園である瀬戸内海は、世界においても比類なき美しさを誇る景勝の地です。

公益社団法人瀬戸内海環境保全協会（以下「協会」という。）では、1996（平成8）年に瀬戸内海の風景の中から、代表的な30地域を「せとうち風景30選」として選定しました。その後、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により、目指すべき瀬戸内海の姿は、「人々の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること等、その有する多面的景観・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）」へと変遷しました。

未来に向けて、瀬戸内海の優れた景観が適正に保全されることを目的に、改めて50年後に残したい瀬戸内海の風景「新・せとうち風景30選」を募集します。

2 募集する風景

自然と人々の営みが融合して形成された瀬戸内海^{*}の風景

- (1) 豊かで美しい里海（キーワード：藻場・干潟・浅場、豊かな漁場、環境保全活動…）
- (2) 自然景観（キーワード：多島美、白砂青松、夕焼け・夕景…）
- (3) 文化的景観（キーワード：自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物、漁港、棚田（段々畑）、街並み…）

※瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域とする。

【瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域】赤枠内

3 応募資格

正会員、賛助会員とする。

4 応募方法等

(1) 応募方法

正会員、賛助会員は、所定の応募票（別紙1）に所要事項を記入のうえ、写真データ（3MBまで）を添えて、風景が所在する沿岸の府県の窓口（別紙2）までメール等で送信する。

(2) 応募期間

令和8年6月1日（月）から 令和8年8月31日（月） 17:00 必着とする。

(3) 応募点数

制限は設けない。

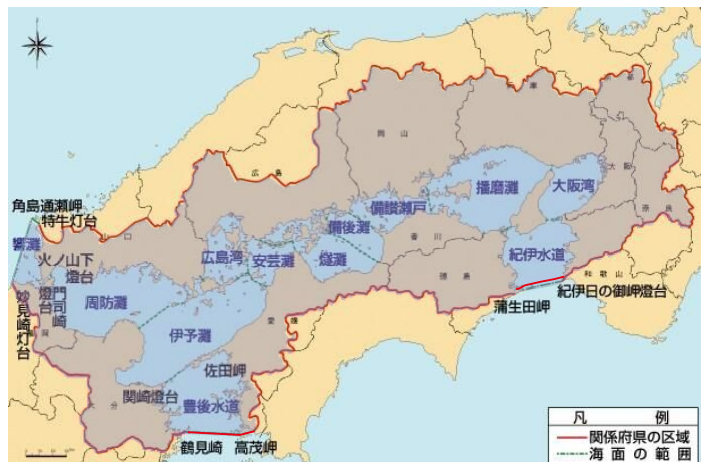
5 選定方法

(1) 事前審査

沿岸の府県は、応募のあった風景のうち5か所程度を厳選し、所定の様式（別紙3）に所要事項を記入のうえ、事務局へメール等で提出する。

(2) 本審査

選定委員会において、沿岸の府県から推薦された風景を審査し、30か所を選定する。



6 発表

選定された30か所は、協会設立50周年記念式典で発表し、パネルにして掲示する。

7 知的財産権に関する注意事項

- ・選定された30か所の写真の著作権は、協会に帰属するものとします。
- ・被写体の肖像権や商標権等については応募者の責任で承諾を得てから応募してください。
応募にあたり、第三者との間に権利（著作権、商標権、肖像権のほか、関連する権利一切を指す）を侵害する等の問題（紛争やその紛争の処理等）が生じた場合には、応募者自身が自らの費用と責任で解決するものとし、協会は責任を負わないものとします。万一、協会と第三者との間に紛争が生じた場合は、発生する費用を応募者に請求するものとします。

8 選定された30か所の写真の活用

選定された30か所の写真は、協会の印刷物、広報物、SNS等、国内外を問わず瀬戸内海の魅力を伝える媒体で積極的に活用し、具体的な活用実績は協会ウェブサイトに掲載します。

9 その他注意事項

- ・応募をもって本募集要領に関するすべての事項に同意されたものとします。
- ・本募集は写真コンテストではないので、写真そのものの良さで選定するものではありません。
- ・ありのままを応募していただきたいため、写真は無修正・無加工としてください。
- ・応募される書類、写真等は返却いたしません。
- ・応募内容について、後日確認させていただくことがあります。
- ・内容が以下に相当すると協会が判断した場合には、協会は何ら通知などを行わずに、審査の対象外とすることができるものとします。
 - (1) 本募集要領に反するもの。
 - (2) 公序良俗に反し、または反する恐れのあるもの。
 - (3) 第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害し、または侵害する恐れのあるもの。
 - (4) 第三者を誹謗中傷し、またそのプライバシーを侵害するもの。また、その恐れのあるもの。
 - (5) 法令等に違反し、または犯罪行為に結びつくもの。また、その恐れのあるもの。
 - (6) 本募集の趣旨などに合わない協会が判断したもの。
 - (7) 本募集の適正な運営を妨げるもの。また、その恐れのあるもの。
 - (8) 瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域が写っていないもの。
 - (9) 立ち入りが制限されている場所から撮影されたもの。
 - (10) その他、協会が不適切と判断したもの。
- ・選定決定後であっても、本募集要領への違反が判明したときは選定を取り消すことがあります。
- ・応募者（正会員、賛助会員）の連絡先は、新・せとうち風景30選を運営する目的でのみ使用します。

10 事務局

事務局は、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会事務局とする。

「新・せとうち風景30選」応募票

名称					
場所	府県		市町		字等
選んだ理由・ 思い					
連絡先	所属		電話		
	担当者名		FAX		
	電子メール				

沿岸の府県の窓口

府県名	担当部課	電話番号	メールアドレス
大阪府	環境農林水産部環境管理室 環境保全課	06-6210-9587	kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp
兵庫県	環境部 水大気課	078-362-3291	mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp
和歌山県	環境生活部環境政策局 環境管理課	073-441-2683	e0321002@pref.wakayama.lg.jp
岡山県	環境文化部 環境管理課	086-226-7301	kankanri@pref.okayama.lg.jp
広島県	環境県民局 環境保全課	082-513-2925	kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	環境生活部 環境政策課	083-933-3038	a15500@pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	生活環境部 環境管理課	088-621-2332	kankyokanrika@pref.tokushima.lg.jp
香川県	環境森林部 環境管理課	087-832-3217	kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課	089-912-2347	kankyoku@pref.ehime.lg.jp
福岡県	環境部 水・大気環境課	092-643-3359	suitai@pref.fukuoka.lg.jp
大分県	生活環境部 環境保全課	097-506-3117	a13350@pref.oita.lg.jp

(別紙3)

府県名	
-----	--

No.	風景	所在地	コメント
1			
2			
3			
4			
5			